

**子育て支援サービス・保育サービスの一覧（用語の説明）**

※調査票ご回答時にご参照ください。

目次

	No	事業名
定期的な教育・保育事業	1	幼稚園
	2	幼稚園の預かり保育 (定期的な利用)
	3	認可保育所
	4	認定こども園
	5	家庭的保育事業（保育ママ）
	6	小規模保育事業
	7	事業所内保育事業
	8	居宅訪問型保育事業
	9	臨時保育所
	10	定期利用保育事業
	11	東京都認証保育所
	12	企業主導型保育施設
	13	グループ保育室
	14	認可外の保育施設
	15	ファミリー・サポート・センター
	一時的な教育・保育事業	16
17		一時保育事業 (キッズルーム)
18		緊急一時保育 (区立保育園で実施)
19		リフレッシュ一時保育 (区立保育園で実施)
20		私立保育園・認証保育所等での一時預かり
21		幼稚園の預かり保育 (一時的な利用)
22		子育て訪問支援券 (ベビーシッター)

	No	事業名
一時的な教育・保育事業	23	乳幼児ショートステイ
	24	子どもショートステイ
	25	トワイライトステイ
	26	病児・病後児保育
	27	訪問型病児・病後児保育利用料助成 (ベビーシッター)
	28	ショートステイ (産後ケア事業)
	子育て支援拠点事業 ・類似事業	29
30		子育てひろば (子育て支援拠点事業)
31		保育園の地域子育てステーション事業
32		児童館の乳幼児プログラム
33		保健サービスセンター (交流や相談の場)
相談事業		34
	35	保健サービスセンターの相談サービス
	36	子どもの発達と教育の相談をする総合相談室（教育センター）
	37	子ども家庭支援センターの相談事業
情報提供事業	38	子育てガイド
	39	子育て応援メールマガジン
主に小学校以上対象の事業	40	児童館
	41	育成室（学童保育）
	42	都型の学童保育サービス
	43	民間の学童保育サービス
	44	放課後全児童向け事業

	名 称	内容（※施設数は平成 30 年 9 月時点）	利用日・利用時間	利用料
定期的な教育・保育事業	1. 幼稚園	幼児を教育し、年齢に相応しい適切な環境を整え、心身の発達を助長するための教育施設です。 【対象】満3歳～5歳児 【施設数】区内：区立10園、国立2園、私立15園	月～金：9時～14時 （夏休み・冬休み等長期休業あり）	●区立幼稚園 ＝月額：12,000円 ●国立大学付属幼稚園 ＝園により異なります ●私立幼稚園 ＝園により異なります
	2. 幼稚園の預かり保育 （定期的な利用）	幼稚園の正規の教育時間外に、保護者の就労などの理由により、保育を必要とする在園児を定期的にお預かりする制度です。 【対象】幼稚園に在園する幼児	●区立幼稚園 ＝月～金（祝日・園の休業日は除く）：8時～9時及び教育課程終了後～18時（長期休業中は8時～18時） ●私立幼稚園 ＝園により異なります	●区立幼稚園 ＝月額：8,900円 ●私立幼稚園 ＝園により異なります
	3. 認可保育所	国の基準に基づき、都道府県が認可した施設で、保護者が就労などの何らかの理由により、保育を必要とするお子さんを保育する通所の施設です。 【対象】0歳（園により月齢は異なります）～5歳児 【施設数】区内：区立20施設、私立46施設	●月～土の7時15分～18時15分のうち、保護者の勤務・通勤時間の範囲内	●月額：0～77,500円 ※子どもの年齢、世帯所得に応じて異なります
	4. 認定こども園	保育所と幼稚園が一体化した施設。就学前の子どもに幼児教育・保育を提供し、地域における子育て支援などの機能も備える施設です。 【対象】就学前の乳幼児 【施設数】区内：1施設	●保育所部分 ＝月～土の7時15分～18時15分のうち、保護者の勤務・通勤時間の範囲内 ●幼稚園部分 ＝月～金：おおむね4時間～6時間 （夏休み・冬休み等長期休業あり）	●保育所部分 ＝月額：0～77,500円 ●幼稚園部分 ＝月額（平成30年度）：12,000円
	5. 家庭的保育事業 （保育ママ）	仕事を持つ保護者に代わり、区が認定した保育士や教員などの資格を有し育児経験のある方が、自宅の家庭的な雰囲気の中できめ細かな保育を行います。 現在、文京区では、区が独自に認定している家庭的保育者と、「子ども・子育て支援新制度」において地域型保育事業の1つとして新たな認可事業として位置づけられ、給食提供等を実施する家庭的保育事業者の2種類の事業があります。 【対象】 区認定：生後5週間以上3歳未満の子ども 国制度：生後4か月以上3歳未満の子ども 【施設数】区認定：5人 国制度（地域型保育事業）：3人	●区認定： 月～金：基本保育時間8時～17時30分までの8時間（相談の上決定） ●国制度 月～金：基本保育時間9時～17時（延長保育の実施及び詳細については各施設へ要確認）	●区認定 ＝月額：28,000円 ●国制度（地域型保育事業） ＝月額：0～77,500円 ※子どもの年齢、世帯所得に応じて異なります
	6. 小規模保育事業	「子ども・子育て支援新制度」において地域型保育事業の1つとして新たな認可事業として位置づけられた、区が定める設置基準を満たす定員19人までの小規模な保育園です。 【対象】0歳～2歳児 【施設数】区内：8施設	●原則として保護者勤務日の7時15分～18時15分のうち、保護者の勤務・通勤時間の範囲内	●月額：0～77,500円

	名 称	内容（※施設数は平成 30 年 9 月時点）	利用日・利用時間	利用料
定期的な教育・保育事業 （続き）	7. 事業所内保育事業	「子ども・子育て支援新制度」において地域型保育事業の1つとして新たな認可事業として位置づけられた事業で、事業所の従業員のお子さんに加えて、地域の保育を必要とするお子さんを保育する施設です。	※施設により異なります	●従業員枠 ＝施設により異なります ●地域枠 ＝月額：0～77,500円
	8. 居宅訪問型保育事業	「子ども・子育て支援新制度」において地域型保育事業の1つとして新たな認可事業として位置づけられた事業で、障害や疾病等で集団保育が困難な児童に対して居宅で保育を行います。 【対象】0歳～2歳児	※施設により異なります	●月額：0～77,500円
	9. 臨時保育所	認可保育園へ入園待機をしている児童の受け皿として、区立保育園の仮園舎を活用し民間事業者の運営する認可外保育施設です。 【対象】0歳～3歳児 【施設数】区内：1施設	●原則として保護者勤務日の7時15分～18時15分のうち、保護者の勤務・通勤時間の範囲内	●月額：34,300円
	10. 定期利用保育事業	新規開設園において、開設当初に募集を行わないクラスの保育室を活用し、待機児童の多い1・2歳児を対象とした保育事業です。 【対象】1歳～2歳児 【施設数】区内：5施設	●原則として保護者勤務日の7時15分～18時15分のうち、保護者の勤務・通勤時間の範囲内	●月額：34,300円
	11. 東京都認証保育所	認可保育所ではありませんが、東京都が独自の基準を設けて認証した保育所です。 【対象】（施設により異なります） 最長は生後43日～就学前 【施設数】区内3施設	※施設により異なります	※施設により異なります
	12. 企業主導型保育施設	「子ども・子育て支援新制度」における事業所内保育事業とは別に、企業主導により多様な就労形態に対応する保育サービスの拡大や仕事と子育ての両立支援を目的に平成28年度から新たな保育事業として位置づけられた事業です。 【施設数】区内5施設	※施設により異なります	※施設により異なります
	13. グループ保育室	保護者が就労などのためお子さんを保育できないとき、保護者に代わってお子さんを預かる施設で、区の保育士が保育を行います。 【対象】4か月～2歳児 【施設数】区内1施設	●原則として保護者勤務日の8時～18時のうち、保護者の勤務・通勤時間の範囲内	●月額：28,000円
	14. 認可外の保育施設	認可保育所以外の子どもを預かる施設の総称です。 例えば、共同保育所、託児所、駅や商業施設の保育施設等。	※施設により異なります	※施設により異なります

	名 称	内容（※施設数は平成 30 年 9 月時点）	利用日・利用時間	利用料
定期的な教育・保育事業 （続き）	15. ファミリー・サポートセンター	地域の中で子育ての援助を行いたい方と受けたい方が、登録して会員になり、助け合いながら子育てをする会員組織の相互援助活動です。 保育施設への送迎や放課後にお子さんをお預かりする等、育児に関して必要な援助を行います。 【対象】生後 4 か月～おおむね 12 歳以下の子の保護者	●毎日：6 時～22 時 （宿泊を伴う援助活動や病中・病後児に対する援助活動は行いません。）	●平日 ＝1 時間：800 円・900 円 ●土曜・日曜・祝日 ＝1 時間：1,000 円・1,100 円
	16. 療育機関	発達上の課題があり、特別な支援を必要とする子どもに対し、専門的な訓練や相談等を行う機関です。 文京区教育センターの児童発達支援（そよかぜ）・放課後等デイサービス（ほっこり）や東京都立北療育医療センターなどの施設があります。 【対象】心身の発達になんらかの遅れや、偏りのある乳幼児・児童	●そよかぜ 月～金：9 時～14 時 第 2・4 土：9 時～15 時 30 分 ●ほっこり 月～金：14 時～18 時 土・学校長期休業日：13 時～17 時	●そよかぜ：無料 ●ほっこり：1 割負担
一時的な教育・保育事業	17. 一時保育事業（キッズルーム）	幼児を一時的にお預かりすることにより、保護者が地域で安心して子育てできるように支援します。※利用には事前登録が必要です。 【対象】満 1 歳～小学校就学前で集団保育可能な幼児 【施設数】区内に 3 施設 （キッズルーム目白台・シビック・かごまち）	●（シビック）月～日 （年末年始・臨時休館日を除く）9 時～21 時 30 分 ●（目白台・かごまち） 月～土（祝日・年末年始を除く）8 時～18 時	●区民 3 時間まで：2,400 円 3 時間以降 1 時間ごとに：800 円 ●その他の方 3 時間まで：3,900 円 3 時間以降 1 時間ごとに：1,300 円
	18. 緊急一時保育 （区立保育園で実施）	保護者や家族の病気、出産などの理由により、保育ができない状況になったときに、区立保育園で一時的にお子さんをお預かりします。 【対象】生後 4 か月または満 1 歳～小学校就学前 【施設数】区内に 17 施設	●月～土（祝日・年末年始を除く）：7 時 15 分～18 時 15 分	●区立保育園 4 時間以内：900 円 4 時間超 8 時間以内：1,800 円 8 時間を超える場合は、30 分ごとに 180 円を加算
	19. リフレッシュ一時保育 （区立保育園で実施）	緊急一時保育の定員の空きがある場合に、利用の理由を問わず、区立保育園で一時的にお子さんをお預かりします。 【対象】生後 4 か月または満 1 歳～小学校就学前 【施設数】区内に 17 施設	●月～金（祝日・年末年始を除く）：8 時 30 分～18 時（3 時間以上 8 時間以内）	●区立保育園 3 時間まで：2,400 円 3 時間を超える場合は 1 時間につき 800 円加算（昼食代、おやつ代等は別途）
	20. 私立保育園・認証保育所等での一時預かり	私立保育園や認証保育所等で行っている一時預かり保育事業です。 【対象】施設により異なります。	※施設により異なります	※施設により異なります
	21. 幼稚園の預かり保育 （一時的な利用）	幼稚園の正規の教育時間外に保育を必要とする在園児をお預かりする制度です。 【対象】幼稚園に在園する幼児	●区立幼稚園 ＝月～金（祝日・園の休業日は除く）：8 時～9 時及び教育課程終了後～18 時（長期休業中は 8 時～18 時） ●私立幼稚園 ＝園により異なります	●区立幼稚園 ＝日額：700 円 （長期休業中は日額 1,400 円） ●私立幼稚園 ＝園により異なります

	名 称	内容（※施設数は平成 30 年 9 月時点）	利用日・利用時間	利用料
一時的な教育・保育事業 (続き)	22. 子育て訪問支援券 (ベビーシッター)	ベビーシッターサービスの提供を希望する2歳未満の乳幼児がいる家庭を対象に「子育て訪問支援券」(1年間に48枚)を交付し、この券を使用することで、区が指定した事業者のベビーシッターサービスを一定の負担でご利用いただけます。 【対象】満2歳未満の乳幼児	※事業者により異なります	●児童1人:1時間:1,000円 ●児童2人:1時間:1,500円 ※3人目以降、1人につき500円を加算 ※支援券1枚につき4時間以内の1時間単位で利用
	23. 乳幼児ショートステイ	保護者が病気や出産、家族の介護等の理由により緊急かつ一時的にお子さんの保育が困難になった場合に、区が指定する福祉施設(乳児院)において短期的にお子さんを保育します。 【対象】生後7日~小学校就学前 【施設数】区外に1施設	●同一利用理由で7日間(168時間)まで	●児童1人1日(24時間):6,000円
	24. 子どもショートステイ	保護者が病気や出産、就労等の理由により一時的にお子さんを自宅で保育することが困難になった場合に、文京総合福祉センター内の専用室にて泊りがけでお子さんをお預かりします。 【対象】満2歳~小学6年生 【施設数】区内に1施設	●同一利用理由で7日間(168時間)まで	●児童1人1日(24時間):6,000円
	25. トワイライトステイ	保護者が病気や出産、就労等の理由により一時的にお子さんを自宅で保育することが困難になった場合に、文京総合福祉センター内の専用室にて夜間お子さんをお預かりします。 【対象】満2歳~小学6年生 【施設数】区内に1施設	●月~土(休日を除く):17時~22時までの1日単位	●児童1人1回2,000円
	26. 病児・病後児保育	病中または病気の回復期にあるお子さんを、家族の介護や勤務の都合等やむを得ない事由により、集団保育や家庭での保育をすることができないとき、区が委託する医療機関で、お子さんをお預かりします。 【対象】生後4か月~小学校3年生 【施設数】区内に2施設	●月~金(祝日・年末年始・医療機関休業日を除く):8時30分~17時30分または8時~18時	●児童1人1日:3,000円
	27. 訪問型病児・病後児保育利用料助成 (ベビーシッター)	ベビーシッターの派遣等による病児・病後児保育サービスを利用した児童の保護者に利用料の一部を助成し、経済的な負担の軽減を図ります。	※事業者により異なります	●保育利用料の半額助成 ●児童1人あたり、1年度内40,000円が助成上限額
	28. ショートステイ(産後ケア事業)	産後、家族等から十分な援助を受けることが困難で、心身の不調又は育児不安等がある産婦の方を助産院や医療機関で受入れ、母体の回復を図り、育児等の支援を行います。 【対象】産後3か月以内の産婦と乳児 【施設数】区内に2施設	●1泊2日~6泊7日以内(1回のお産につき通算して7日以内)	※施設により異なります
子育て支援拠点事業 類似事業	29. ぴよぴよひろば (子ども家庭支援センター)	親子が楽しく遊びながら、他の親子との交流や情報交換ができる場です。季節の行事や親子がリラックスできる講座を開催しています。子育ての相談もお受けしています。 【対象】3歳未満の乳幼児とその保護者(必ず保護者同伴)	●月~金(祝日・年末年始・臨時休館日を除く):10時~16時(7・8月は10時~17時)	●無料

	名 称	内容（※施設数は平成 30 年 9 月時点）	利用日・利用時間	利用料
子育て支援拠点事業・類似事業 （続き）	30. 子育てひろば （子育て支援拠点事業）	保護者と就学前の乳幼児が、一緒に安心して遊びながら、他の親子との情報交換や交流が図れる場です。「子育て」の相談に応じています。 また、親子で楽しめ、役に立つ内容のイベントを月 1 回開催しています。 【区立】区内に 5 施設 （西片・汐見・江戸川橋・水道・千石） 【地域団体】区内に 1 施設 （こまびよのおうち） 【対象】就学前の乳幼児と保護者 （子育てひろば水道及びこまびよのおうちは 3 歳未満）	●子育てひろば西片・水道・千石：月～土（休日・年末年始を除く）10 時～16 時 ●子育てひろば汐見・江戸川橋：月～日（祝日・年末年始を除く）10 時～16 時 ●こまびよのおうち：月～金（祝日・年末年始を除く）10 時～15 時	●無料
	31. 保育園の地域子育てステーション事業	親子で過ごす場や保護者同士の交流の場の提供と、保育園が持っている子育てのノウハウを活かした子育てに関するイベントや相談を保育園で行っています。 【対象】乳幼児と保護者 【実施園】区内に 18 園	●月 1 回：1 時間程度	●無料
	32. 児童館の乳幼児プログラム	午前中に、親子同士の交流・親睦の場として、地域の乳幼児とその保護者を対象に、リトミックや体操、読み聞かせ等を取り入れた「乳幼児プログラム」を行っています。 なお、公立小学校の長期休暇期間中や臨時休校等の時は、乳幼児プログラムは休止となります。 【対象】乳幼児と保護者 【施設数】区内に 16 施設	●月～金：10 時～18 時 ●土：10 時～17 時	●無料
	33. 保健サービスセンター （交流や相談の場）	お母さん同士おしゃべりをして、情報交換やリフレッシュする場としてご利用いただけます。希望される方には、保健師や栄養士等が育児のアドバイスをしています。 【対象】生後 0 か月～3 か月または 4 か月～1 歳未満 （施設により異なります）	●月 1 回：2 時間程度	●無料
相談事業など	34. 母親学級、両親学級	妊婦の方を対象に「母親学級」を 3 回制で開催します。お産の話、沐浴等の育児実習、妊婦さんの交流もできます。また、「両親学級」では、お父さんの妊婦体験・育児実習などを行います。	●母親学級：月 3 回各 3 時間程度 ●両親学級：月 1 回 3 時間程度	●無料
	35. 保健サービスセンターの相談サービス	授乳、離乳食、歯、発育等の育児相談や、お母さん自身・ご家族の健康のことなどの相談に応じています。	●心理相談（子育て相談） ＝予約制 ※保健師等による育児相談は電話等で随時応じています。	●無料
	36. 子どもの発達と教育の相談をする総合相談室（教育センター）	子どもの発達や教育に関する悩み、心配事のご相談を専門スタッフがお受けします。 【対象】区内在住・在学（園）の 0 歳～18 歳までの方とその保護者	●毎週月～金、第 2・4 土曜午前 8 時 30 分～午後 5 時 15 分（祝日・年末年始・臨時休館日を除く） ※予約制	●無料

	名 称	内容（※施設数は平成 30 年 9 月時点）	利用日・利用時間	利用料
（相 談 事 業 ）	37. 子ども家庭支援セン ターの相談事業	区内在住の 18 歳未満の方とその保護者等を対象に、子育てについての心配や、子どもと家庭の間関係の悩み等（児童虐待に関する相談を含む）の相談に応じています。	●月～金（祝日・年末年始・臨時休館日を除く）：9 時～17 時	●無料
	情報提供事業	38. 子育てガイド	主に妊娠中の方から小学校入学前までの児童がいる保護者を対象に、保健、医療、福祉の支援制度や相談窓口など、子育てに関する情報を 1 冊にまとめたもので、区と民生委員・児童委員/主任児童委員が協働で作成しています。	—
		39. 子育て応援メールマガジン	妊婦や乳幼児の保護者が、安心して出産や子育てができるように、おなかの赤ちゃんの様子や産後のお子さんの成長・発達、子育てサービス等タイムリーな情報をメールマガジン形式でお届けします。	●産前メール 妊娠中…毎日 ●産後メール 3 歳の誕生日まで…定期的
主に 小 学 校 以 上 対 象 の 事 業	40. 児童館	乳幼児から高校生までどなたでも利用できます。子どもたちの遊びを通して、健康で心豊かな成長を支援する施設です。 【対象】乳幼児～高校生まで （乳幼児は保護者同伴） 【施設数】区内に 16 施設	●月～金：10 時～18 時 ●土：10 時～17 時	●無料
	41. 育成室（学童保育）	保護者が就労等により昼間家庭にいない場合などに、専任の指導員の下、遊びと生活を通して健全な育成と保護を図るところです。 【対象】小学校低学年（1～3 年生） ※要配慮児は 6 年生までを対象 【施設数】区内に 37 施設	●月～金：下校時～18 時 30 分 ●土：8 時 30 分～17 時 ●学校休業日：8 時 30 分～18 時 30 分 ●長期休業日：8 時 15 分～18 時 30 分	●月額：10,000 円
	42. 都型の学童保育サービス	開設時間の延長を始め、区の育成室では実施していない多様な保育ニーズに対応するため、都の要綱等に基づき、区から補助を行い、民間事業者が実施・運営する事業です。区の育成室申請要件に当てはまる方は、月額保育料の一部が安価になります。 【対象】小学生（1～6 年生） 【施設数】区内に 2 施設	※施設により異なります。	※施設により異なります。
	43. 民間の学童保育サービス	育成室や都型学童のように、遊びと生活を通して健全な育成と保護を図るところですが、保護者の就労等の有無を問わず利用できることが多いです。都や区の補助を受けずに、民間事業者が独自に実施・運営する事業です。	※施設により異なります。	※施設により異なります。
	44. 放課後全児童向け事業	地域の方々の協力を得て、放課後に小学校の施設を利用して、安心・安全な児童の居場所づくりをする取組です。保護者の就労の有無に関わらず、事業を実施している小学校の在校生が利用できます。 【対象】小学生 【施設数】区内に 15 施設（アクティなど）	※実施している学校により異なります	●無料